

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
総則		1	目的等	2	第１ 計画の目的 この計画は、災害対策基本法第40条（都道府県地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条（推進計画）の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第２条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼす恐れがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く府民生活や経済活動に及ぶことから、同計画に十分調整	第１ 計画の目的 この計画は、災害対策基本法第40条（都道府県地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条（推進計画）の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年(1975年)法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第２条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼす恐れがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く府民生活や経済活動に及ぶことから、同計画に十分調整
総則		1	目的等	2	第３ 災害想定 この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。また、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。 １ 地震災害 (略)	第３ 災害想定 この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。また、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。 １ 地震災害 <u>（南海トラフ地震臨時情報発表時を含む）</u> (略)
総則		2	防災の基本方針	4	第２節 防災の基本方針 我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、府域の災害対策を進めてきた。しかし、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。 (略) また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にＰＤＣＡサイクルを適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 (略)	第２節 防災の基本方針 我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、府域の災害対策を進めてきた。しかし、平成28年(2016年)熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年(2018年)に発生した大阪府北部を震源とする地震、さらには元日に発生した令和6年(2024年)能登半島地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。 (略) また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にＰＤＣＡサイクルを適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 (略)

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
総則		3	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	8 9 10	第２ 防災関係機関の業務大綱 １ 府 （略） （８）府民文化部 □災害広報に関すること □府民からの相談に関すること □物価の監視・安定に関すること □大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校の防災に関すること □海外からの支援団の活動支援に関すること □外国政府関係機関等との連絡調整に関すること □男女共同参画の視点からの庁内及び市町村との連絡調整に関すること （１１）健康医療部 □災害時の医療体制の整備計画に関すること □医療救護班の活動に関すること （略） （１３）環境農林水産部 （略） □地すべり防止法に基づく区域指定に関すること （略） （１４）都市整備部 （略） □土砂災害の防止に関すること □道路の整備に関すること （略）	第２ 防災関係機関の業務大綱 １ 府 （略） （８）府民文化部 □災害広報に関すること □府民からの相談に関すること □物価の監視・安定に関すること □海外からの支援団の活動支援に関すること □外国政府関係機関等との連絡調整に関すること □男女共同参画の視点からの庁内及び市町村との連絡調整に関すること （１１）健康医療部 □災害時の医療体制の整備計画に関すること □医療救護班（ <u>保健医療活動チーム</u> ）の活動に関すること （略） （１３）環境農林水産部 （略） <u>（移設）</u> （略） （１４）都市整備部 □土砂災害の防止に関すること □地すべり防止法に基づく区域指定に関すること □道路の整備に関すること （略）
総則		3	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	15	５ 指定地方行政機関 （略） （１５）大阪管区气象台 □観測施設等の整備に関すること □防災知識の普及・啓発に関すること □災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること □災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること □府や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること	５ 指定地方行政機関 （略） （１５）大阪管区气象台 <u>□気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</u> <u>□気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</u> <u>□気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u> <u>□地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u> <u>□防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u>
総則		3	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	18	７ 指定公共機関及び指定地方公共機関 （略） （１０）西日本電信電話株式会社（関西支店）、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）	７ 指定公共機関及び指定地方公共機関 （略） （１０）西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）
総則				26	〔注 記〕 本計画における用語について （略） 沿岸市町・・・津波浸水想定（平成25年８月19日設定）に基づき、浸水区域を管内に含む市町をいう。	〔注 記〕 本計画における用語について （略） 沿岸市町・・・津波浸水想定（平成25年 <u>（2013年）</u> 8月19日設定）に基づき、浸水区域を管内に含む市町をいう。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	1	総合的防災体制の整備	31	第１ 組織体制の整備 １ 府の組織体制の整備 （略） （２）災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織 イ 大阪府防災・危機管理指令部 （略） 〔組織〕 指令部長 危機管理監 指令部副部長 危機管理室長、事業調整室長 指令部員 政策企画総務課長、企画室政策課参事、広域調整室事業推進課長、広域調整室空港課長、 危機管理室防災企画課長、危機管理室災害対策課長、危機管理室消防保安課長、財政課長、法務課長、人事 課長、庁舎室庁舎管理課長、スマートシティ戦略総務課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、 健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室森づくり課 長、農政室整備課長、水産課長、都市整備総務課長、事業調整室都市防災課参事（防災計画グループ長）、 道路環境課長、河川環境課長、大阪都市計画局総務企画課長、大阪港湾局計画調整担当課長、会計総務課 長、教育総務企画課長 （略）	第１ 組織体制の整備 １ 府の組織体制の整備 （略） （２）災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織 イ 大阪府防災・危機管理指令部 （略） 〔組織〕 指令部長 危機管理監 指令部副部長 危機管理室長、事業調整室長 指令部員 防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室政策課参事、企 画室連携課長、成長戦略局空港政策担当課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、財政課長、ス martシティ戦略総務課長、府民文化総務課長、IR推進局企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、保 健医療室医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室森づくり課長、農政室整 備課長、水産課長、都市整備総務課長、事業調整室都市防災課参事（防災計画グループ長）、道路室道路環 境課長、河川室河川環境課長、大阪都市計画局計画推進室総務企画課長、大阪港湾局計画調整担当課長、会 計総務課長、教育総務企画課長 （略）
予防	1	1	総合的防災体制の整備	33	第１ 組織体制の整備 １ 府の組織体制の整備 （略） （２）災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織 （略） キ 震災応急対策連絡会議の設置 （略） （ア）組織及び運営 a 組織構成 大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪 管区气象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社、大阪ガス 株式会社、西日本電信電話株式会社関西支店	第１ 組織体制の整備 １ 府の組織体制の整備 （略） （２）災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織 （略） キ 震災応急対策連絡会議の設置 （略） （ア）組織及び運営 a 組織構成 大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪 管区气象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社、大阪ガス 株式会社、西日本電信電話株式会社〔関西支店〕
予防	1	1	総合的防災体制の整備	35 36	第２ 防災拠点機能の確保・充実 （略） ２ 司令塔機能の整備 府は、府及び防災関係機関の防災活動における中枢的防災拠点として、災害対策本部室、意思決定支援機能 や情報受発信機能等を備えた防災センターを整備し、司令塔機能の強化に努める。 市町村及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するよう努める。 また、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が 途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。 （略） ４ 広域防災拠点（物資集積・輸送拠点）の管理・運営 府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮する よう施設の適切な管理・運営に努める。 （略） ６ 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設の整備 府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患 者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑 に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設 まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設を整備する。	第２ 防災拠点機能の確保・充実 （略） ２ 司令塔機能の整備 府は、府及び防災関係機関の防災活動における中枢的防災拠点として、災害対策本部室、意思決定支援機能 や情報受発信機能等を備えた危機管理センターを整備し、司令塔機能の強化に努める。 市町村及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するよう努める。 また、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が 途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。 （略） ４ 広域防災拠点（物資集積・輸送拠点）の管理・運営 府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮する よう施設を適切に管理するとともに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するな ど、効率的な運営に努める。 （略） ６ 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の整備 府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患 者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑 に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設 まで搬送するため、府内３空港に広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を整備すし、適切な管理・運営に努 める。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	1	総合的防災体制の整備	37	第４ 防災訓練の実施 （略） ２ 留意事項 （略） (7) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。</u>	第４ 防災訓練の実施 （略） ２ 留意事項 （略） (7) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。
予防	1	1	総合的防災体制の整備	38	第５ 広域防災体制の整備 府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。 （略） さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。	第５ 広域防災体制の整備 府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害も視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。 （略） さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び <u>連携</u> 県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。
予防	1	1	総合的防災体制の整備	40	第７ 防災に関する調査研究の推進 （略） 府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとする。 また、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。 （略）	第７ 防災に関する調査研究の推進 （略） 府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとする。 また、地震活動の評価、 <u>地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価</u> を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。 （略）
予防	1	1	総合的防災体制の整備	42	第９ 自治体被災による行政機能の低下等への対策 （略） ３ 応援・受援体制の整備 府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 （１）応援・受援計画の目的 （略） （２）計画に定める主な内容 （略） <u>（新設）</u>	第９ 自治体被災による行政機能の低下等への対策 （略） ３ 応援・受援体制の整備 府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、 <u>各業務担当部署における受援担当者の選定</u> 、 <u>応援機関の活動拠点</u> 、 <u>応援要員の集合・配置体制</u> 、 <u>資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</u> また、 <u>応急対策職員派遣制度</u> を活用した <u>応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u> （１）応援・受援計画の目的 （略） （２）計画に定める主な内容 （略） <u>（３）応援職員の環境整備・装備の充実</u> <u>府及び市町村は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。</u> <u>ア 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成</u> <u>イ 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保</u> <u>ウ テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保</u>

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	2	情報収集伝達体制の整備	44	第１ 災害情報収集伝達システムの基盤整備 １ 防災情報システムの充実 府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。 (略)	第１ 災害情報収集伝達システムの基盤整備 １ 防災情報システムの充実 府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、 <u>無人航空機等も利用して情報収集するほか、</u> 観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。 (略)
予防	1	2	情報収集伝達体制の整備	45	第１ 災害情報収集伝達システムの基盤整備 (略) ２ 無線通信施設の整備 (略) (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関 ア 西日本電信電話株式会社等無線の整備充実 孤立防止用無線	第１ 災害情報収集伝達システムの基盤整備 (略) ２ 無線通信施設の整備 (略) (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関 ア 西日本電信電話株式会社 <u>（関西支店）及び株式会社N T T ドコモ（関西支社）</u> 無線の整備充実 孤立防止用無線
予防	1	2	情報収集伝達体制の整備	45 46	第２ 情報収集伝達体制の強化 (略) １ 情報収集伝達体制の整備 <u>(新設)</u> (1) 府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の24時間常駐体制をとるものとする。 (2) 市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。 (3) 府、市町村をはじめ防災関係機関は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。	第２ 情報収集伝達体制の強化 (略) １ 情報収集伝達体制の整備 (1) <u>国、公共機関、府及び市町村の間で情報の共有化が図られるよう、国は各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－WEB）に集約できるよう努めるものとする。また、国は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。</u> (2) 府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の24時間常駐体制をとるものとする。 (3) 市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。 (4) 府、市町村をはじめ防災関係機関は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。
予防	1	2	情報収集伝達体制の整備	46 47	第３ 災害広報体制の整備 (略) １ 広報体制の整備 (略) (4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保 <u>(追記)</u>	第３ 災害広報体制の整備 (略) １ 広報体制の整備 (略) (4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保 <u>特に、府及び市町村は、障がい者に関し、障がいの種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。併せて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	3	消火・救助・救急体制の整備	49	第１ 市町村 （略） １ 消防力の充実 (1) 消防施設等の充実 「消防力の整備指針」（平成12年１月20日 消防庁告示第１号）に基づき消防署所を配置し、消防車両等の消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設等、総合的消防力の充実に努める。 また、消防庁舎の耐震化に努める。 (2) 消防水利の確保 ア 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第７号）に基づき、消火栓を配置する。	第１ 市町村 （略） １ 消防力の充実 (1) 消防施設等の充実 「消防力の整備指針」（平成12年(2000年)１月20日 消防庁告示第１号）に基づき消防署所を配置し、消防車両等の消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設等、総合的消防力の充実に努める。 また、消防庁舎の耐震化に努める。 (2) 消防水利の確保 ア 「消防水利の基準」（昭和39年(1964年)12月10日 消防庁告示第７号）に基づき、消火栓を配置する。
予防	1	3	消火・救助・救急体制の整備	49 50	第１ 市町村 （略） １ 消防力の充実 （略） (4) 消防団の活性化 地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。 ア 体制整備 人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進等により、組織強化に努める。 イ 消防施設、装備の強化 ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。 ウ 消防団員の教育訓練 消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。 <u>（新設）</u> エ 津波発災時の消防団員の安全確保対策 （略） オ 自主防災組織との連携強化 （略） ３ 市町村消防の広域化 （略） <u>（新設）</u>	第１ 市町村 （略） １ 消防力の充実 （略） (4) 消防団の充実強化 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化を図るため、 <u>体制整備や資機材の整備等に努める。</u> ア 体制整備 <u>青年層・女性層を始めとした団員の入団促進や若手、女性リーダーの育成、処遇の改善に努める。</u> イ 消防施設、装備の強化 <u>大規模災害等に備え、ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備、拠点施設である消防団詰所の充実強化に努める。</u> ウ 消防団員の教育訓練 消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等の徹底、 <u>必要な資格の取得等の教育訓練を実施する。</u> エ 地域との交流 <u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u> オ 津波発災時の消防団員の安全確保対策 （略） カ 自主防災組織との連携強化 （略） ３ 市町村消防の広域化 （略） ４ 緊急消防援助隊の充実強化 <u>大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の資機材等の適切な整備を行う。</u>

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	4	災害時医療体制の整備	52	第４節 災害時医療体制の整備 府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMA T）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMA T）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。	第４節 災害時医療体制の整備 府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害等が発生した場合において、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るためのコーディネーター）、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナース及び災害薬事コーディネーターの充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMA T）から中長期的な医療を担う医療救護班（保健医療活動チーム）への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーターも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。
予防	1	4	災害時医療体制の整備	53	第２ 医療情報の収集・伝達体制の整備（略） １ 広域災害・救急医療情報システムの整備 府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。 また、府、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。	第２ 医療情報の収集・伝達体制の整備（略） １ 広域災害・救急医療情報システムの整備 府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。 また、府、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、<u>多重化、多様化による</u>非常用通信手段の確保に努める。
予防	1	4	災害時医療体制の整備	54	第３ 現地医療体制の整備 ４ 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整 (2) 府 医療救護班の受入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。 なお、医療救護班の受入れ・派遣調整にあたっては、府が委嘱した災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）と協議・調整しながら進める。	第３ 現地医療体制の整備 ４ 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整 (2) 府 医療救護班の受入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。 なお、医療救護班の受入れ・派遣調整にあたっては、府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整しながら進める。
予防	1	4	災害時医療体制の整備	55	第５ 医薬品等の確保体制の整備 府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。	第５ 医薬品等の確保体制の整備 府及び市町村は、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時からそれぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターである薬剤師などの助言により、<u>必要な医療関係機関、医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整え、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の</u>協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。
予防	1	4	災害時医療体制の整備	56	第７ 個別疾病対策（略） 併せて、府は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（D P A T）についても政令市や関係機関と連携の上、体制を整備する。	第７ 個別疾病対策（略） 併せて、府は、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携等に努めるものとする。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	4	災害時医療体制の整備	57	第9 医療関係者に対する訓練等の実施 1 災害医療に関する研修 基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。 (追記) 2 (略) (新設)	第9 医療関係者に対する訓練等の実施 1 災害医療に関する研修 基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。また、府は、基幹災害拠点病院等と連携し、災害派遣医療チーム（DMA T）の養成・技能向上や災害時における病院支援等に関する研修会を実施する。 2 (略) 第10 災害医療機関等の施設整備 府は、災害医療機関をはじめとした医療機関の耐震化、自家発電設備の整備、浸水対策等の施設整備や災害拠点病院の資機材等の整備・充実を促進する。
予防	1	5	緊急輸送体制の整備	59	第1 陸上輸送体制の整備 (略) 5 緊急通行車両等の事前届出 防災関係機関は緊急通行車両等として使用する計画のある車両について「緊急通行車両等事前届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。 (追記)	第1 陸上輸送体制の整備 (略) 5 緊急通行車両確認標章等の交付 防災関係機関は緊急通行車両等として使用する計画のある車両について緊急通行車両確認申出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることで、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。また、府は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるよう、周知及び普及を図るものとする。
予防	1	5	緊急輸送体制の整備	59	第2 航空輸送体制の整備 (略) 4 府及び市町村は、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速且正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。	第2 航空輸送体制の整備 (略) 4 府及び市町村は、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。
予防	1	5	緊急輸送体制の整備	59	第3 水上輸送体制の整備 (略) 1 港湾・漁港の整備 (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。 (略)	第3 水上輸送体制の整備 (略) 1 港湾・漁港の整備 (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を推進するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。 (略)
予防	1	5	緊急輸送体制の整備	60	第5 輸送手段の確保 (略) 2 調達体制の整備 (略) (2) 府、市町村その他の防災関係機関（指定公共機関、指定地方公共機関を含む。）は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。	第5 輸送手段の確保 (略) 2 調達体制の整備 (略) (2) 府、市町村その他の防災関係機関（指定行政機関等を含む。）は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定等を締結し緊急通行車両確認申出を行い、緊急通行車両確認標章等の交付を受ける。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	5	緊急輸送体制の整備	60 61	第6 交通規制・管制の確保 （新設） 1 府公安委員会 災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があり、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。 2 府警察 （略） 3 近畿地方整備局 （略） 4 道路管理者 （略） 5 第五管区海上保安本部 （略）	第6 交通規制・管制の確保 1 府 災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、あらかじめ緊急通行車両の確認申出があり、緊急通行車両と認めたときは、原則緊急通行車両確認標章等を交付する。 2 府公安委員会 災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があり、緊急通行車両と認めたときは、 <u>緊急通行車両確認標章等</u> を交付する。 3 府警察 （略） 4 近畿地方整備局 （略） 5 道路管理者 （略） 6 第五管区海上保安本部 （略）
予防	1	6	避難受入れ体制の整備	64	第3 指定避難所等の指定、整備 市町村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、</u> 平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。 （略） さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。	第3 指定避難所等の指定、整備 市町村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、 <u>感染症対策等を踏まえ、</u> 平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。 （略） さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数、 <u>家庭動物の受入れ方法等</u> について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。
予防	1	6	避難受入れ体制の整備	65	第3 指定避難所等の指定、整備 1 指定避難所の指定 （略） (4) 市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、</u> 感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 ※文章の組み換え	第3 指定避難所等の指定、整備 1 指定避難所の指定 （略） (4) 市町村は、指定避難所において、各施設管理者との連携を図り、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド等、 <u>要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、</u> 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 <u>さらに、</u> 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 <u>加えて、指定避難所における良好な生活環境を確保するため、男女のニーズの違い等、男女双方の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ、</u> 換気、照明等の設備の整備に努める。 <u>なお、</u> 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 <u>府は、飲料水や空気環境、トイレの衛生等の環境衛生対策をまとめたガイドを市町村に周知・啓発し、生活環境の確保に必要な知識、対策の普及に努めるものとする。</u>

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	6	避難受入れ体制の整備	65	第3 指定避難所等の指定、整備 1 指定避難所の指定 (略) (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市町村の防災担当部局等と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市町村の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。	第3 指定避難所等の指定、整備 1 指定避難所の指定 (略) (5) 保健所は、 <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）</u> 発生時における自宅療養者等の被災に備えて、 <u>災害発生前から</u> 、市町村の防災担当部局等と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市町村の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 <u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u>
予防	1	6	避難受入れ体制の整備	66 67	第4 避難者の受入 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 <u>(追記)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	第4 避難者の受入 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 <u>また、家庭動物と同行避難した避難者についても、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> <u>第5 避難者の状況把握に向けた準備</u> <u>市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> <u>第6 在宅避難等</u> <u>1 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>2 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に</u>
予防	1	6	避難受入れ体制の整備	67 68 69 70	第5 避難指示等の事前準備 (略) 市町村は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。 1 避難情報に関するマニュアルの作成 (1) 市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）に基づき、洪水、土砂災害、高潮等に対する避難情報に関するマニュアルを作成する。 (略) 第6 避難誘導體制の整備 (略) 第7 広域避難体制の整備 (略) 第8 危険度判定体制の整備 (略) 第9 応急仮設住宅等の事前準備 (略) 第10 斜面判定制度の活用 (略) 第11 罹災証明書の発行体制の整備	第7 避難指示等の事前準備 (略) 市町村は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。 1 避難情報に関するマニュアルの作成 (1) 市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年(2021年)5月改定）に基づき、洪水、土砂災害、高潮等に対する避難情報に関するマニュアルを作成する。 (略) <u>第8</u> 避難誘導體制の整備 (略) <u>第9</u> 広域避難体制の整備 (略) <u>第10</u> 危険度判定体制の整備 (略) <u>第11</u> 応急仮設住宅等の事前準備 (略) <u>第12</u> 斜面判定制度の活用 (略) <u>第13</u> 罹災証明書の発行体制の整備

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	7	緊急物資確保体制の整備	72	第７節 緊急物資確保体制の整備 府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。 <u>（追記）</u> 第１ 給水体制の整備 （略） ２ 井戸水による生活用水の確保 府と市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。	第７節 緊急物資確保体制の整備 府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。 <u>なお、市町村は、東日本大震災において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u> 第１ 給水体制の整備 （略） ２ 井戸水による生活用水の確保 府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。
予防	1	7	緊急物資確保体制の整備	73 74	第２ 食料・生活必需品の確保 （略） １ 府、市町村 (1)重要物資の備蓄 府と市町村は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で１：１を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。 （略） <表中> 【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6％（0～1歳人口比率）×70％（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は３日乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6％（0～1歳人口比率）×70％（人口授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は３日乗じる） (2) その他の物資の確保 下記の物資の確保体制を整備する。 ア 精米、即席麺等の主食 イ ボトル水・缶詰水等の飲料水 ウ 野菜、漬物、菓子類等の副食 エ 被服（肌着等） オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等） カ～ス（略） (3) 備蓄・供給体制の整備 危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。 府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 <u>（追記）</u> （略）	第２ 食料・生活必需品の確保 （略） １ 府、市町村 (1)重要物資の備蓄 府及び市町村は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で１：１を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。 （略） <表中> 【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6％（0～1歳人口比率）×70％（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は３日乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6％（0～1歳人口比率）×70％（人口授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は３日乗じる） (2) その他の物資の確保 下記の物資の確保体制を整備する。 ア 精米、即席麺等の主食 イ ボトル水・缶詰水等の飲料水 ウ 野菜、漬物、菓子類等の副食 エ 被服（肌着等） オ 炊事道具・食器類（鍋、炊出しセット等、炊飯等に必要な資機材等） カ～ス（略） (3) 備蓄・供給体制の整備 危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。 府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、<u>交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u> （略）

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	8	ライフライン確保体制の整備	76	第1 水道・工業用水道（府、 府内水道（用水供給）事業体（略） 3 防災訓練の実施 情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。	第1 水道・工業用水道（府、 府内水道（用水供給）事業体（略） 3 防災訓練の実施 情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制・応援受援体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、定期的に単独及び広域的な防災訓練を実施する。
予防	1	8	ライフライン確保体制の整備	79 80	第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）（略） 3 防災訓練の実施（略） (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。	第5 電気通信（西日本電信電話株式会社（ <u>関西支店</u> ）、株式会社N T T ドコモ（ <u>関西支社</u> ））、KDD I 株式会社（ <u>関西総支社</u> ）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）（略） 3 防災訓練の実施（略） (2) <u>国、府等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力すること</u> で、平常時からの連携体制を構築する。
予防	1	8	ライフライン確保体制の整備	81	第6 住民への広報（略） 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。	第6 住民への広報（略） 3 西日本電信電話株式会社（ <u>関西支店</u> ）及び株式会社N T T ドコモ（ <u>関西支社</u> ）は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。
予防	1	9	交通確保体制の整備	82	第2 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）（ <u>追記</u> ） 道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。	第2 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社） <u>国は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。</u> 道路管理者は、道路の障害物除去（ <u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む</u> ）のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。
予防	1	10	避難行動要支援者体制の整備	84	第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備 1 府 (1) <u>避難行動要支援者支援プラン</u> の作成支援等 <u>地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導等を円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年８月策定）」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年２月改訂）」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。</u> また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。 (2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT ）の体制整備（略） (<u>新設</u>)	第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備 1 府 (1) <u>個別避難計画</u> の作成支援等 <u>府は、市町村における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別避難計画の策定等、避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じて支援に努めるものとする。</u> また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。 (2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT ）の体制整備（略） (3) <u>難病患者等への支援体制の構築</u> <u>府は、平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者について、迅速な安否確認を行うための取組を進めるとともに、市町村、医療機関、訪問看護ステーション、地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。</u> <u>府は、大阪府訪問看護ステーション協会等との連携により、在宅療養人工呼吸器装着患者に対する非常用電源確保等にかかる支援を行う。</u>

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	10	避難行動要 支援者体制 の 整備	84 85	第１ 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備 (略) ２ 市町村 (1) 「避難行動要支援者支援プラン」の作成 市町村は、府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。 ア 全体計画の策定 市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、全体計画を定める。 イ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 「ア」平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 「イ」名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。 「ウ」庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 「エ」避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。 「オ」名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。	第１ 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備 (略) ２ 市町村 (1)避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 ア 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、名簿作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 イ 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。 ウ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 エ 避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。 オ 名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
					「カ」災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 「キ」市町村地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 「ク」個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 「ケ」個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。 「コ」地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。 (新設)	カ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、 <u>NPO</u> 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得るとともに、 <u>地域特有の課題に留意しながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u> その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 <u>また、計画作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> キ 市町村地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。 <u>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</u> ク 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 ケ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。 コ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。 サ 気象庁は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。
予防	1	10	避難行動要 支援者体制 の 整備	86	第３ 福祉避難所の指定 市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。 (略)	第３ 福祉避難所の指定 市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。福祉避難所として指定する際は、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。 (略)

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	1	11	帰宅困難者支援体制の整備	88	第１ 帰宅困難者対策の普及・啓発活動 災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は、市町村や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。 (1) むやみに移動を開始することは避ける。 (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。 (略)	第１ 帰宅困難者対策の普及・啓発活動 災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は、市町村や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。 (1) むやみに移動を開始することは避ける。 (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動の <u>周知</u> 。 (略)
予防	2	1	防災意識の高揚	92	第１節 防災意識の高揚 府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。	第１節 防災意識の高揚 府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努めることに加え、 <u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u> 。 また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
予防	2	1	防災意識の高揚	92 93 94	第１ 防災知識の普及啓発等 (略) 併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。 １ 普及啓発の内容 (略) (2) 災害への備え ア～オ (略) (新設) カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認 キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性 ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加 ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性 コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動 サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動 (3) 災害時の行動 ア～ソ (略) (新設) ２ 普及啓発の方法 (1) パンフレット等による啓発 防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、平成28年熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。 (略)	第１ 防災知識の普及啓発等 (略) 併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、 <u>男女双方の視点を考慮するとともに</u> 、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底 を図る。 １ 普及啓発の内容 (略) (2) 災害への備え ア～オ (略) カ <u>消火器、感震ブレーカーの設置</u> キ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認 ク 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性 ケ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加 コ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性 サ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動 シ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動 (3) 災害時の行動 ア～ソ (略) タ <u>南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動</u> ２ 普及啓発の方法 (1) パンフレット等による啓発 防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、平成28年(2016年)熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	2	1	防災意識の高揚	95	第３ 災害教訓の伝承 府及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。	第３ 災害教訓の伝承 府及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑</u> がもつ意味を正しく後世に伝えていく <u>とともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。</u>
予防	2	3	ボランティアの活動環境の整備	99	第３節 ボランティアの活動環境の整備 (略) さらに、府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。 <u>(追記)</u>	第３節 ボランティアの活動環境の整備 (略) さらに、府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、 <u>災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。</u> <u>加えて、災害発生時における上記連携体制の強化を図るため、府は、府域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努め、市町村は、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u>
予防	2	3	ボランティアの活動環境の整備	99	４ 受入れ及び活動拠点の整備 市町村は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。	４ 受入れ及び活動拠点の整備 市町村は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるよう、 <u>男女双方の視点を考慮しつつ</u> あらかじめ計画するとともに、 <u>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>
予防	3	1	都市防災機能の強化	106	第２ 都市基盤施設の防災機能の強化 (略) ４ 臨海部における防災機能の強化 (略) (2)緊急避難や復旧・復興の支援拠点となる臨海部の防災拠点（防災拠点緑地等）の整備促進 ５ ため池等農業水利施設の防災機能の強化 (略) 第３ 密集市街地の整備促進 府及び区域の所在市町は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」等において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化の促進や公共施設の整備等を図る。 さらに、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（府内6市33評価範囲1,014ha※令和3年3月国公表）について、平成26年３月に策定した「大阪府密集市街地整備方針（令和3年3月改定）」等を踏まえ、大阪の成長を支えるまちづくりをめざし、「災害に強いまちづくり」と「活力と魅力あふれるまちづくり」の両輪で取り組みを展開する。 (略)	第２ 都市基盤施設の防災機能の強化 (略) ４ 臨海部における防災機能の強化 (略) (2)緊急避難や復旧・復興の支援拠点となる臨海部の防災拠点（防災拠点緑地等）の整備 <u>推進</u> ５ ため池等農業水利施設の防災機能の強化 (略) 第３ 密集市街地の整備促進 府及び区域の所在市町は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」等において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化の促進や公共施設の整備等を図る。 さらに、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（府内6市33評価範囲1,014ha※令和3年 <u>(2021年)</u> 3月国公表）について、平成26年 <u>(2014年)</u> ３月に策定した「大阪府密集市街地整備方針（令和3年 <u>(2021年)</u> 3月改定）」等を踏まえ、大阪の成長を支えるまちづくりをめざし、「災害に強いまちづくり」と「活力と魅力あふれるまちづくり」の両輪で取り組みを展開する。 (略)

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	3	1	都市防災機能の強化	107 108 109 110 111	第5 空き家等の対策 (略) <u>(新設)</u> 第6 文化財 (略) 第7 ライフライン災害予防対策 1～4 (略) 5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） (略) (2) 電気通信システムの高信頼化 ア～エ (略) <u>(新設)</u> (略) 8 ごみ処理（府、市町村） (略) (4) 市町村は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。 (略) 9 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村） (略) (1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。 第8 放送施設災害予防対策 (略)	第5 空き家等の対策 (略) <u>第6 所有者不明土地の活用</u> 国、府及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。 第7 文化財 (略) 第8 ライフライン災害予防対策 1～4 (略) 5 電気通信（西日本電信電話株式会社 <u>(関西支店)</u>、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） (略) (2) 電気通信システムの高信頼化 ア～エ (略) <u>オ 携帯電話基地局の強靱化を図るなど、府及び市町村の庁舎等・その他の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> 8 ごみ処理（府、市町村） (略) (4) 市町村は、あらかじめ<u>仮置場等</u>の候補地を検討しておく。また、<u>仮置場等</u>の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。 (略) 9 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村） (略) (1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村<u>や民間事業者等</u>との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。 第9 放送施設災害予防対策 (略)
予防	3	2	地震災害予防対策の推進	113	第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進 大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。 このため、府が行った大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査（「第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）」参照）をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～令和6年度）で9割減させることなどを定め、それらを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）に基づき、府の地震防災対策を推進する。 第2 大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定（平成18年度公表）	第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進 大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。 このため、府が行った大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18<u>(2006年)</u>年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査（「第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年<u>(2013年)</u>度公表）」参照）をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27<u>(2015年)</u>～令和6年<u>(2024年)</u>度）で9割減させることなどを定め、それらを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年<u>(2015年)</u>3月策定）に基づき、府の地震防災対策を推進する。<u>なお、能登半島地震の被災地支援での課題を踏まえ対策を推進するため、取組期間を2年間延長し、地震防災対策の更なる推進を図る。</u> 第2 大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定（平成18年<u>(2006年)</u>度公表）
予防	3	2	地震災害予防対策の推進	115	第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表） (略)	第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年<u>(2013年)</u>度公表） (略)

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	３	２	地震災害予防対策の推進	118	第６ 土木構造物の耐震対策等の推進 (略) ６ 農業用施設 (1) 耐震性調査・診断 府は、市町村、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。 (2) 耐震対策・統廃合 想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年１月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。 ７ 港湾、漁港施設 海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。 国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。	第６ 土木構造物の耐震対策等の推進 (略) ６ 農業用施設 (1) 耐震性調査・診断 府は、市町村、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。 (2) 耐震対策・統廃合 想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年<u>(2007年)</u>１月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。 ７ 港湾、漁港施設 海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。 国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年<u>(2013年)</u>11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。
予防	３	２	地震災害予防対策の推進	119	第７ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 (略) １ 第六次地震防災緊急事業五箇年計画 (1) 対象地区 府全域 (2) 計画の初年度 令和３年度 (3) ア～シ（略） ス 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの セ～ト（略）	第７ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 (略) １ 第六次地震防災緊急事業五箇年計画 (1) 対象地区 府全域 (2) 計画の初年度 令和３年<u>(2021年)</u>度 (3) ア～シ（略） ス 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの セ～ト（略）
予防	３	３	津波災害予防対策の推進	122	第５ 津波から「逃げる」ための総合的な対策 府、沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。 また、府および市町村は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。 １ 津波に対する知識の普及・啓発 (1) 津波に対する基本的事項 ア～キ（略） ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性等、津波に関すること (略)	第５ 津波から「逃げる」ための総合的な対策 府、沿岸市町は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。 また、府及び市町村は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。 １ 津波に対する知識の普及・啓発 (1) 津波に対する基本的事項 ア～キ（略） ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>の発生の可能性等、津波に関すること (略)
予防	３	３	津波災害予防対策の推進	124	第５ 津波から「逃げる」ための総合的な対策 (略) ４ 避難関連施設の整備 (略) (1) 避難場所の整備 (略) 指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、防災拠点化を図る。 (<u>追記</u>) なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。	第５ 津波から「逃げる」ための総合的な対策 (略) ４ 避難関連施設の整備 (略) (1) 避難場所の整備 (略) 指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、防災拠点化を図る。 <u>国は、津波からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における津波への対応を推進するものとする。</u> なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	３	４	水害予防対策の推進	127	第２ 雨水出水対策 府及び市町村は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。 <u>（追記）</u>	第２ 雨水出水対策 府及び市町村は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。 <u>国、府及び市町村は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u>
予防	３	４	水害予防対策の推進	128	第３ 高潮対策 （略） ２ 海岸地域 (1) 府は、泉州海岸において、防潮堤嵩上げ等の整備を進めるとともに、泉州海岸における水門、樋門、門扉等の機能高度化（遠隔監視、遠隔操作等）を推進する。 大阪市は、大阪港において、直下型の大規模地震に強い堤防の補強をはじめ、液状化対策等を進める。 港湾管理者は、港湾について、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。 また、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。	第３ 高潮対策 （略） ２ 海岸地域 (1) 府は、泉州海岸において、防潮堤嵩上げ等の整備を進めるとともに、泉州海岸における水門、樋門、門扉等の機能高度化（遠隔監視、遠隔操作等）を推進する。 大阪市は、大阪港において、直下型の大規模地震に強い堤防の補強をはじめ、液状化対策等を進める。 港湾管理者は、港湾について、近年の高波災害や <u>気候変動</u> を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強 <u>及び関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施</u> を推進する。 また、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。
予防	３	４	水害予防対策の推進	129	第４ 水害減災対策 （略） １ 洪水予報及び水防警報等 (1) 洪水予報 ア、イ（略） <u>（新設）</u> ウ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。 エ 府及び近畿地方整備局は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。	第４ 水害減災対策 （略） (1) 洪水予報 ア、イ（略） ウ <u>近畿地方整備局は、上記イで指定した洪水予報河川について、府の求めに応じ、上記アで指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府府及び大阪管区气象台に提供するものとする。</u> エエ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。 エオ 府及び近畿地方整備局は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。
予防	３	４	水害予防対策の推進	133 134	５ 水防と河川管理等の連携 (1) （略） (2) 府及び市町村は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「淀川流域治水協議会（淀川分会、猪名川分会）」「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「寝屋川流域協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。 <u>（追記）</u> (3) （略） ７ ため池の治水活用 （略） <u>（新設）</u>	５ 水防と河川管理等の連携 (1) （略） (2) 府及び市町村は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「淀川流域治水協議会（淀川分会、猪名川分会）」「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「寝屋川流域協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。また、 <u>国及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。</u> (3) （略） ７ ため池の治水活用 （略） ８ <u>避難場所としての道路の活用</u> <u>国は、洪水からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における洪水への対応を推進するものとする。</u>

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	３	４	水害予防対策の推進	134	第５　ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 （略） ２　ため池の減災対策 ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。 <u>（新設）</u> ３　（略）	第５　ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 （略） ２　ため池の減災対策 <u>(1)ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。</u> <u>(2)府は、地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システム等により、国、市町村等との速やかな情報共有に努める。</u> ３　（略）
予防	３	５	土砂災害予防対策の推進	136	第１　土砂災害警戒区域等における防災対策 （略） ７　斜面判定制度の活用 府及び市町村は、必要に応じて、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所 の の点検巡視を行う。	第１　土砂災害警戒区域等における防災対策 （略） ７　斜面判定制度の活用 府及び市町村は、必要に応じて、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害警戒区域等の点検巡視を行う。
予防	３	５	土砂災害予防対策の推進	136	第２　土石流対策（砂防） （略） ４　府及び市町村は、「土石流危険溪流及び危険区域」の把握・周知に努める。	第２　土石流対策（砂防） （略） ４　府及び市町村は、「土石流危険溪流及び土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努める。
予防	３	５	土砂災害予防対策の推進	137	第３　地すべり対策 （略） ３　府及び市町村は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。	第３　地すべり対策 （略） ３　府及び市町村は、「土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努める。
予防	３	５	土砂災害予防対策の推進	137	第４　急傾斜地崩壊対策 （略） ３　府及び市町村は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。	第４　急傾斜地崩壊対策 （略） ３　府及び市町村は、「土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努める。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
予防	3	5	土砂災害予防対策の推進	138	第7 宅地造成及び盛土等対策 1 府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。 2 府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。 3（略） 4 府（政令市及び中核市を含む）は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれがあると判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。 市町村は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。 （新設） 5 府および市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	第7 宅地造成及び盛土等対策 1 府、指定都市及び中核市は、宅地造成等に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地若しくは市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指定し、その他の土地の区域を、「特定盛土等規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第26条）に指定する。 2 府、指定都市、中核市及び権限移譲市町村は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、開発事業者等に対して、宅地造成等に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。 3（略） 4 府、指定都市及び中核市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。 市町村は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行う。国は、官民の所有する地盤情報の収集・公表を進めるとともに、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努めるものとする。 5 国は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、府・市町村が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去及び擁壁設置等の対策を支援するものとする。 6 府及び市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、府は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
応急	1	1	組織動員	143	第1節 組織動員 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。 （略）	第1節 組織動員 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。 （略）
応急	1	1	組織動員	145	第1 建築物等の火災予防（略） 2 高層建築物、地下街（略） (6) 地下街の防火・安全対策 地下街の新設・増設に際し、建築基準法・消防法等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。 また、府、市町村をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。	第1 建築物等の火災予防（略） 2 高層建築物、地下街（略） (6) 地下街の防火・安全対策 地下街の新設・増設に際し、建築基準法・消防法等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。 また、府、市町村をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年(2007年)6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	1	1	組織動員	147	第１ 府の組織体制 （略） ７ 震災応急対策連絡会議の設置 （略） （１）組織及び運営 ア 組織構成 大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第３師団第３部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社関西支店	第１ 府の組織体制 （略） ７ 震災応急対策連絡会議の設置 （略） （１）組織及び運営 ア 組織構成 大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第３師団第３部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社（ <u>関西支店</u> ）
応急	1	1	組織動員	147 148	第２ 府の動員体制 １ 動員体制 （略） （２）配備基準 ア、イ（略） （新設） ２ 大阪府水防本部の配備体制（大阪府水防計画参照） （略） （２）非常配備 ア 第１配備 今後の気象情報と水位情報に充分注意と警戒を要すると共に、水防活動の必要が予想されるとき （略） ３ 職員の自動参集 （１）職員は、府域において震度４以上を観測した場合には、１の基準に基づき、自動参集する。 （追記） （２），（３）（略）	第２ 府の動員体制 １ 動員体制 （略） （２）配備基準 ア、イ（略） ウ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）が発表された場合は、災害応急対策業務を踏まえ、必要な配備体制をとる。</u> ２ 大阪府水防本部の配備体制（大阪府水防計画参照） （略） （２）非常配備 ア 第１配備 今後の気象情報と水位情報に <u>十分</u> 注意と警戒を要すると共に、水防活動の必要が予想されるとき （略） ３ 職員の自動参集 （１）職員は、府域において震度４以上を観測した場合には、１の基準に基づき、自動参集する。 <u>ただし、非常３号配備を除き、通信環境の向上や機器の充足に伴い、配備区分に伴う対応が可能（例：自宅において連絡や指示又は応急対策が行えるなど）な場合は、勤務場所又は所定の場所への参集を求めるものではない。</u> （２），（３）（略）
応急	1	2	自衛隊の災害派遣	150	第１ 知事等の派遣要請 （略） ２ 管区海上保安本部長及び空港事務所長は、必要があると認めた場合は、陸上自衛隊第３師団長に対し、災害派遣を要請できる。	第１ 知事等の派遣要請 （略） ２ <u>第五</u> 管区海上保安本部長及び空港事務所長は、必要があると認めた場合は、陸上自衛隊第３師団長に対し、災害派遣を要請できる。
応急	1	2	自衛隊の災害派遣	152	第４ 派遣部隊の活動 （略） ５ 消防活動 「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成８年１月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。 （略） 10 物資の無償貸付又は譲与 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。 （略）	第４ 派遣部隊の活動 （略） ５ 消防活動 「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成８年 <u>(1996年)</u> １月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。 （略） 10 物資の無償貸付又は譲与 「 <u>防衛省</u> の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年 <u>(1958年)</u> 総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。 （略）
応急	1	3	<u>広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援</u>	154	第３節 広域応援等の要請・受入れ・支援	第３節 広域応援等の要請・ <u>受援体制の確立・受入れの実施</u> ・支援

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	1	3	広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援	154 155	第1 府（新設） 士 関西広域連合への応援要請 関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。 (1) 要請の方法（略） (2) 応援の内容（略） 子 食料、飲料水及び生活必需物資等の救援物資の提供 イ 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣 ロ 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航 ハ 行政機能が大幅に低下した被災市町村に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援 ニ ボランティア活動の促進 ホ 帰宅困難者への支援 ヘ 災害廃棄物（がれき等）処理の推進 ト その他特に必要な事項 (3) 受援体制の確立 府は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。	第1 広域応援の要請 1 府 知事は、府単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、消防、警察、自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。 (1) 関西広域連合への応援要請 関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。 ア 要請の方法 （略） イ 応援の内容 （略） (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資等の救援物資の提供 (イ) 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣 (ウ) 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航 (エ) 行政機能が大幅に低下した被災市町村に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援 (オ) ボランティア活動の促進 (カ) 帰宅困難者への支援 (キ) 災害廃棄物（がれき等）処理の推進 (ク) その他特に必要な事項
					2 全国都道府県への応援要請 全国都道府県への応援要請は、次の方法で行う。 (1) 要請の方法 知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに関西広域連合に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。 (2) 広域応援の内容（略） (3) 個別協定による応援（略） 3 内閣総理大臣に対する応援の要求 知事は、市町村に対する指示（「第3 市町村 」に記載）や他の都道府県知事等に対する要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に、知事又は災害が発生した府内市町村長の応援を求める。 4 指定行政機関等の長等に対する応援の要求等（略） (1) 要請の方法（略） 子 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ロ 派遣を必要とする期間 ハ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ニ その他必要な事項 (2) 派遣のあっせん要請（略） 子 派遣のあっせんを求める理由 イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ロ 派遣を必要とする期間 ハ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ニ その他必要な事項 5 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等	(2) 全国都道府県への応援要請 全国都道府県への応援要請は、次の方法で行う。 ア 要請の方法 知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに自らが所属するブロック幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。 イ 広域応援の内容 （略） ロ 個別協定による応援 （略） (3) 内閣総理大臣に対する応援の要求 知事は、市町村に対する指示（「3 市町村」に記載）や他の都道府県知事等に対する要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に、知事又は災害が発生した府内市町村長の応援を求める。 4 指定行政機関等の長等に対する応援の要求等 (4) 指定行政機関等の長等に対する応援の要求等 （略） ア 要請の方法 （略） (ア) 派遣を要請する理由 (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他必要な事項 イ 派遣のあっせん要請 （略） (ア) 派遣のあっせんを求める理由 (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他必要な事項 (5) 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	1	3	広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援	156 157	第2 府公安委員会 (略) 第3 市町村 土 応援の要求等 (略) (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請 (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求 (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求 (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあつせん要請 (略) 2 知事の指示等 (略) 3 知事による応急措置の代行 (略)	2 府公安委員会 (略) 3 市町村 (1) 応援の要求等 (略) ア 知事に対する応援の要求又は実施の要請 イ 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求 ウ 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求 エ 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあつせん要請 (略) (2) 知事の指示等 (略) (3) 知事による応急措置の代行 (略)
応急	1	3	広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援	157 158	第3 市町村 (略) 3 知事による応急措置の代行 (略) (新設) 第4 広域応援等の受入れ (略)	第2 広域応援の受援体制の確立 府及び市町村は、要請に応じて派遣される応援職員を受け入れるために、環境整備・装備の充実や、体制整備、情報提供など受援体制の確立に努めるものとする。 <u>特に、災害対応に関する方針については、相互に、定期的なテレビ会議の活用などにより情報共有を行うなどして連携強化に努めるとともに、これら方針等について、応援職員等に迅速かつ適切に情報共有するものとする。</u> <u>1 受援時の環境整備・装備の充実</u> 府及び市町村は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員を受け入れるにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。 (1) 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保 (2) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 (3) テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保 <u>2 受援時の体制整備</u> 府及び市町村は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等を受け入れるにあたり、事前に定めた応援・受援計画に基づき、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定し、応援職員等の集合・配置体制や役割分担を定めるなど、応援職員が円滑に業務を実施するための体制整備に努める。 <u>3 受援時の情報提供</u> 府及び市町村は、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の活用や、道路等の復旧情報のホームページへの公表等により、応援職員等への必要な情報の提供に努める。 第3 広域応援受入れの実施 (略)

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	1	3	広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援	158 159	第5 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の設置及び派遣 (略) 第6 応急対策職員派遣制度に基づく支援 総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 (追記) 第7 関係機関の連絡調整 (略)	第4 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の設置及び派遣 (略) 第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援 総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 なお、府及び市町村は、平時より、災害マネジメント総括支援員等の登録者の確保に努める。 第6 関係機関の連絡調整 (略)
応急	1	5	災害発生都道府県の応援	161	第5節 災害発生都道府県の応援 知事は、他の都道府県で災害が発生した場合において、災害発生都道府県知事又は内閣総理大臣から、応急措置の実施のため災害発生都道府県知事又は災害発生市町村長を応援するよう求められたときは、応援を実施する。 (追記) 第1 災害発生都道府県知事からの応援の要求 (略) 第2 内閣総理大臣からの応援の要求 (略) 第3 災害応急対策の実施 (略) (新設)	第5節 災害発生都道府県の応援 知事は、他の都道府県で災害が発生した場合において、災害発生都道府県知事又は内閣総理大臣から、応急措置の実施のため災害発生都道府県知事又は災害発生市町村長を応援するよう求められたときは、応援を実施する。 <u>府が職員を派遣する場合、地域や災害の特性及び職員の健康状態等を考慮した応援派遣職員の選定に努めるものとする。</u> 第1 応援の要求 1 災害発生都道府県知事からの応援の要求 (略) 2 内閣総理大臣からの応援の要求 (略) 3 災害応急対策の実施 (略) 第2 応援派遣職員の環境整備・装備等の充実 府及び市町村は、要求に応じ、応援職員を派遣するにあたり、環境整備・装備等の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際は、男女ともに活動することに配慮するものとする。また、府内市町村間で派遣を実施する場合も同様とする。 1 応援派遣職員等の宿泊場所の確保 2 テントや間仕切り等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保に向けた資機材の配備 3 感染症対策のため、応援派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底 4 衛星通信機器等、その他、応援派遣職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保 5 テレビ会議などを活用した応援派遣職員と府との円滑な連携 6 応援派遣職員間での適切な引継ぎ等情報共有体制の確保 7 帰阪後の産業医面談等、応援派遣職員の身体的・精神的負担への配慮
応急	2	1	警戒期の情報伝達	164	第1 気象予警報の伝達 1 大阪管区气象台が発表する気象予警報 (1)注意報 (略) <表中> ・霜注意報 4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合	第1 気象予警報の伝達 1 大阪管区气象台が発表する気象予警報 (1)注意報 (略) <表中> ・霜注意報 晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	２	１	警戒期の情報伝達	164	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区気象台が発表する気象予警報 (1)注意報 （略） <表中> ・ 地面現象 注意報 （２箇所あり） 大雨、大雪等による山崩れ、 地すべり 等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区気象台が発表する気象予警報 (1)注意報 （略） <表中> ・ <u>土砂崩れ</u> 注意報 （２箇所あり） 大雨、大雪等による <u>がけ崩れ</u> 、 <u>土石流</u> 等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
応急	２	１	警戒期の情報伝達	164	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区気象台が発表する気象予警報 (1)注意報 （略） <表中> ・高潮注意報 台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区気象台が発表する気象予警報 (1)注意報 （略） <表中> ・高潮注意報 台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
応急	２	１	警戒期の情報伝達	165	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区気象台が発表する気象予警報 (略) (2)警報 （略） <表中> ・ 地面現象 警報 （２箇所あり） 大雨、大雪等による山崩れ、 地すべり 等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区気象台が発表する気象予警報 (略) (2)警報 （略） <表中> ・ <u>土砂崩れ</u> 警報 （２箇所あり） 大雨、大雪等による <u>がけ崩れ</u> 、 <u>土石流</u> 等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
応急	２	１	警戒期の情報伝達	165	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区気象台が発表する気象予警報 (略) (2)警報 （略） <表中> ・高潮警報 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区気象台が発表する気象予警報 (略) (2)警報 （略） <表中> ・高潮警報 台風や <u>低気圧</u> 等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	2	1	警戒期の情報伝達	166	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区气象台が発表する気象予警報 (略) (2) 警報 (略) 注５ 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区气象台が発表する気象予警報 (略) (2) 警報 (略) 注５ 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村等」をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。
応急	2	1	警戒期の情報伝達	167	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区气象台が発表する気象予警報 (略) (3) 特別警報 (略) <表中> ・地震（地震動） 震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合。（緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置付ける）	第１ 気象予警報の伝達 １ 大阪管区气象台が発表する気象予警報 (略) (3) 特別警報 (略) <表中> ・地震（地震動） 震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合。（緊急地震速報（震度６弱以上または長周期地震動階級４）を特別警報に位置付ける）
応急	2	1	警戒期の情報伝達	167	第１ 気象予警報の伝達 (略) ２ 大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報 大阪管区气象台と近畿地方整備局は、「淀川、宇治川、桂川、木津川、服部川、柘植川、名張川、宇陀川洪水予報実施要領」、「大和川洪水予報実施要領」、「猪名川洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。 (略)	第１ 気象予警報の伝達 (略) ２ 大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報 大阪管区气象台と近畿地方整備局は、「淀川、宇治川、桂川、木津川、服部川、柘植川、名張川及び宇陀川洪水予報実施要領」、「大和川洪水予報実施要領」、「猪名川洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。 (略)
応急	2	1	警戒期の情報伝達	170	第２ 土砂災害警戒情報の伝達 １ 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 (略) (3) 土砂災害警戒情報の留意点 土砂災害警戒情報は、（中略）特定するものではない。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。 (略)	第２ 土砂災害警戒情報の伝達 １ 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 (略) (3) 土砂災害警戒情報の留意点 土砂災害警戒情報は、（中略）特定するものではない。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や同時多発的ながけ崩れとし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。 (略)

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	2	1	警戒期の情報伝達	172	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 (1) 大津波警報・津波警報・注意報 ア 大津波警報・津波警報・注意報 <表中上部> ・発表される波の高さ <表中上部> ・数値による発表（カッコ内は予想値） <表中> ・大津波警報の発表基準 予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合 <表中> ・津波警報の発表基準 予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合 <表中> ・津波注意報の発表基準 予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 (1) 大津波警報・津波警報・注意報 ア 大津波警報・津波警報・注意報 <表中> ・発表される津波の高さ <表中上部> ・数値による発表（カッコ内は予想される津波の最大波の高さ） <表中> ・大津波警報の発表基準 予想される津波の最大波の高さが高いところで3メートルを超える場合 <表中> ・津波警報の発表基準 予想される津波の最大波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合 <表中> ・津波注意報の発表基準 予想される津波の最大波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合
応急	2	1	警戒期の情報伝達	175	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 （略） (2) 津波情報 （略） 津波情報の留意事項等 （略） d 沖合の津波観測に関する情報 ・津波の高さは、（中略）さらに高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 （略） (2) 津波情報 （略） 津波情報の留意事項等 （略） d 沖合の津波観測に関する情報 ・津波の高さは、（中略）さらに高くなる。 ・津波は非常に速く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が沿岸での津波の到達に間に合わない場合もある。
応急	2	1	警戒期の情報伝達	175	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 （略） (3)地震情報 <表中> 地震情報の種類：震源・震度に関する情報（注1） 発表基準：以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または（以下略） 内容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 （略） (3)地震情報 <表中> 地震情報の種類：震源・震度情報 発表基準：以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報または（以下略） 内容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	２	１	警戒期の情報伝達	175	第３ 津波警報・注意報等の伝達 １ 気象庁が発表する津波警報・注意報等（略） (3)地震情報 <表中> 地震情報の種類：各地の震度に関する情報（注１） 発表基準：・震度１以上 内容：震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	第３ 津波警報・注意報等の伝達 １ 気象庁が発表する津波警報・注意報等（略） (3)地震情報 <表中> <u>（削除）</u>
応急	２	１	警戒期の情報伝達	175	第３ 津波警報・注意報等の伝達 １ 気象庁が発表する津波警報・注意報等（略） (3)地震情報 <表中> 地震情報の種類：推計震度分布図 発表基準：（略） 内容：観測した各地の震度データをもとに、 1km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。	第３ 津波警報・注意報等の伝達 １ 気象庁が発表する津波警報・注意報等（略） (3)地震情報 <表中> 地震情報の種類：推計震度分布図 発表基準：（略） 内容：観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
応急	２	１	警戒期の情報伝達	175	第３ 津波警報・注意報等の伝達 １ 気象庁が発表する津波警報・注意報等（略） (3)地震情報 <表中> 地震情報の種類：長周期地震動に関する観測情報 発表基準：・震度３以上 内容：高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	第３ 津波警報・注意報等の伝達 １ 気象庁が発表する津波警報・注意報等（略） (3)地震情報 <表中> 地震情報の種類：長周期地震動に関する観測情報 発表基準：・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合 内容： <u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で１回発表）。</u>
応急	２	１	警戒期の情報伝達	175 176	第３ 津波警報・注意報等の伝達 １ 気象庁が発表する津波警報・注意報等（略） (3)地震情報 <表中> 地震情報の種類：遠地地震に関する情報 発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、（中略）地震を観測した場合 <u>（追記）</u> 内容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>（追記）</u>	第３ 津波警報・注意報等の伝達 １ 気象庁が発表する津波警報・注意報等（略） (3)地震情報 <表中> 地震情報の種類：遠地地震に関する情報 発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、（中略）地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある（当面の対応）</u> 内容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>※海外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で日本でも火山噴火等による潮位変化が観測される可能性がある旨を発表し、その後随時潮位変化や気圧変化の観測状況を発表</u>

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	2	1	警戒期の情報伝達	176	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 （略） (3)地震情報 （略） 注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 （略） (3)地震情報 （略） <u>（削除）</u>
応急	2	1	警戒期の情報伝達	176	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 （略） (4)緊急地震速報 ア 発表等 気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 （略） (4)緊急地震速報 ア 発表等 気象庁は、震度５弱以上又は <u>長周期地震動階級３</u> 以上の揺れが予想された場合、震度４以上又は <u>長周期地震動階級３以上</u> が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上 <u>若しくは長周期地震動階級１以上</u> 等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、震度６弱以上又は <u>長周期地震動階級４</u> の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
応急	2	1	警戒期の情報伝達	176	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 （略） (4)緊急地震速報 イ 伝達 気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）経由による <u>市町村</u> の防災無線等を通して住民への提供に努める。 日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。	第3 津波警報・注意報等の伝達 1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 （略） (4)緊急地震速報 イ 伝達 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて <u>広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。市町村は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）経由による防災無線等を通して住民への提供に努める。</u> 日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
応急	2	1	警戒期の情報伝達	176	〔別図1-1〕津波予警報等の関係機関への伝達経路	<u>（削除）</u>
応急	2	2	警戒活動	180	第1 気象観測情報の収集伝達 （略） 4 津波高 (1)水防管理者は、津波のおそれを察知したとき、又は津波注意報、津波警報、大津波警報を受けたときは、津波高、津波到達時間等を所轄の現地指導班長に通報する。 （略）	第1 気象観測情報の収集伝達 4 津波高 (1)水防管理者は、津波のおそれを察知したとき、又は津波注意報、津波警報、大津波警報を受けたときは、津波高、津波到達時 <u>刻</u> 等を所轄の現地指導班長に通報する。 （略）

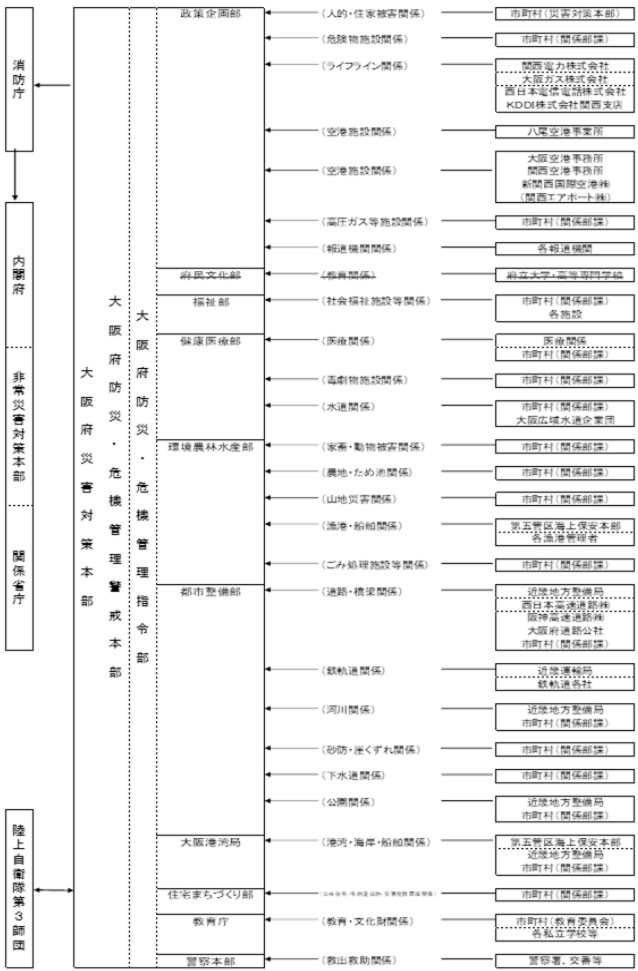
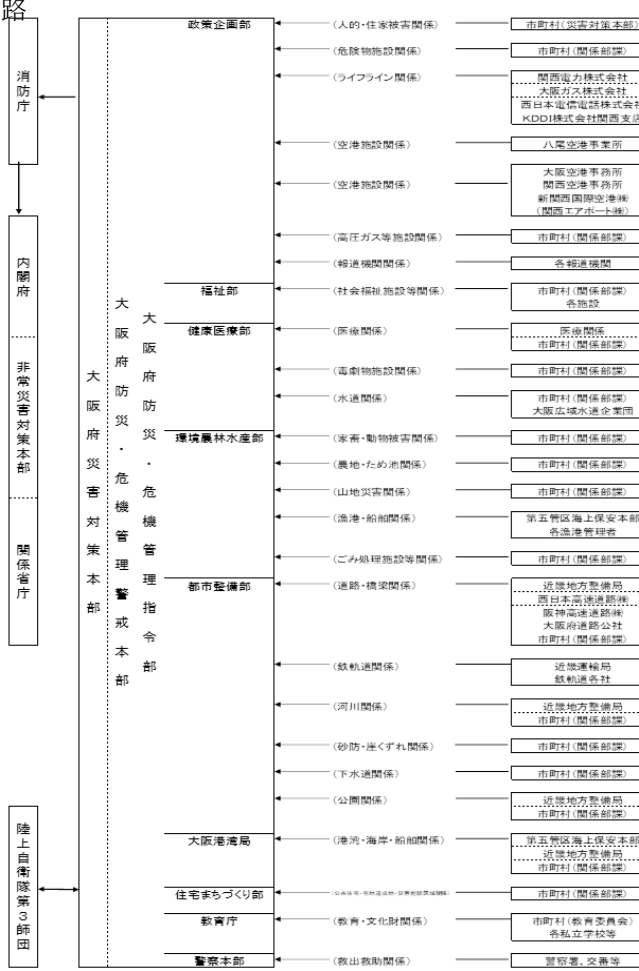
【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	２	２	警戒活動	182	第２ 水防警報及び洪水予報等 （略） ６ 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表 （略） また、府は水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸）について、高潮特別警戒水位に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに <u>一般に周知するとともに</u> 、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。	第２ 水防警報及び洪水予報等 （略） ６ 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表 （略） また、府は水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸）について、高潮特別警戒水位に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。
応急	２	２	警戒活動	183	〔別図1－2〕 高潮特別警戒水位到達時の関係機関への連絡系統図 ・ 関係水防事務組 ・ 大阪府危機管理	別図1－2・ ・ 関係水防事務組合 ・ 大阪府危機管理室
応急	２	２	警戒活動	185	第６ ライフライン・交通等警戒活動 （略） １ ライフライン事業者 （略） (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	第６ ライフライン・交通等警戒活動 （略） １ ライフライン事業者 （略） (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社 <u>（関西支店）</u> 、 <u>株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）</u> ）、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
応急	２	３	津波警戒活動	190 191	第１ 避難対策等 １ 大阪府 （略） (2)府が管理又は運営する施設に関する対策 （略） エ 施設の緊急点検・巡視等 府は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。 （略） ２ 沿岸市町 （略） (5) 施設の緊急点検・巡視 沿岸市町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。	第１ 避難対策等 １ 大阪府 （略） (2)府が管理又は運営する施設に関する対策 （略） エ 施設の緊急点検・巡視等 府は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波 <u>防御</u> 施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。 （略） ２ 沿岸市町 （略） (5) 施設の緊急点検・巡視 沿岸市町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波 <u>防御</u> 施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
応急	２	３	津波警戒活動	192	第３ ライフライン・放送事業者の活動 １ 水道等 府、沿岸水道事業体及び大阪広域水道企業団は、水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。 ２～４ （略） ５ 日本放送協会、民間放送事業者 （略） (3) 発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる <u>物</u> とし、その具体的な内容を定める。	第３ ライフライン・放送事業者の活動 １ 水道等 府、沿岸水道事業体及び大阪広域水道企業団は、水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に <u>とどめ</u> られるよう措置を行う。 ２～４ （略） ５ 日本放送協会、民間放送事業者 （略） (3) 発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる <u>もの</u> とし、その具体的な内容を定める。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	２	３	津波警戒活動	193	第４ 交通対策 （略） ２ 海上及び航空 （略） (6) 第五管区海上保安本部、府、沿岸市町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。	第４ 交通対策 （略） ２ 海上及び航空 （略） (6) 第五管区海上保安本部、府、沿岸市町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時刻等を踏まえ、その具体的な内容を定める。
応急	２	４	発災直後の情報収集伝達	196	第４節 発災直後の情報収集伝達 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報等、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。	第４節 発災直後の情報収集伝達 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、 <u>長周期地震動階級</u> 、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報等、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。
応急	２	４	発災直後の情報収集伝達	196	第２ 府における情報収集伝達 （略） １ 被害状況の早期把握 次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、関係機関へ速やかに伝達する。 (1)～(8)（略） (9) 衛星中継車、ヘリコプターテレビ画像伝送装置及び無人航空機からの被害映像 (10)～(12)（略）	第２ 府における情報収集伝達 （略） １ 被害状況の早期把握 次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、関係機関へ速やかに伝達する。 (1)～(8)（略） (9) 衛星中継車、ヘリコプターテレビ画像伝送装置、 <u>無人航空機及び高所監視カメラ等</u> からの被害映像 (10)～(12)（略）

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	2	4	発災直後の 情報収集伝達	197	〔別図2-1〕 情報収集伝達経路 	〔別図2-1〕 情報収集伝達経路 
応急	2	4	発災直後の 情報収集伝達	198	第2 府における情報収集伝達（略） 2 災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。 （略） 3 国への報告（略） (2) 被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第 246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第 267号）による報告と一体的に消防庁へ行	第2 府における情報収集伝達（略） 2 災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、市町村他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。 （略） 3 国への報告（略） (2) 被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年(1970年)4月10日付消防防第 246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年(1984年)10月15日付消防災第 267号）による報告と一体

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	2	4	発災直後の 情報収集伝 達	199	第３ 市町村における情報収集伝達 (略) ２ 府及び国への報告 被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第１項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。但し、地震が発生し、当該市町村区域内で震度５強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。 なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付消防防第 246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第 267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。 また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。	第３ 市町村における情報収集伝達 (略) ２ 府及び国への報告 被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第１項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。但し、地震が発生し、当該市町村区域内で震度５強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。 なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年(1970年)４月10日付消防防第 246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年(1984年)10月15日付消防災第 267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。 また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。
応急	2	4	発災直後の 情報収集伝 達	200	第５ 通信手段の確保 １ 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。 (略)	第５ 通信手段の確保 １ 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線、<u>公共安全モバイルシステムの活用や、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を利用したインターネット機器の整備、活用等</u>、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、<u>関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</u>するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。 (略)
応急	2	5	災害広報	201 202	第２ 災害広報 府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。 <u>(追記)</u>	第２ 災害広報 府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。 <u>なお、府及び市町村は、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。</u>
応急	3	2	医療救護活動	209	第２節 医療救護活動 府、市町村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。 また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。	第２節 医療救護活動 府、市町村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。 また、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	３	２	医療救護活動	211	第３ 現地医療対策 （略） ２ 現地医療活動 （略） (3) 現地医療活動の継続 府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。	第３ 現地医療対策 （略） ２ 現地医療活動 （略） (3) 現地医療活動の継続 府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、 <u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、災害支援ナース、日本災害リハビリテーション支援協会（J RAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA－DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</u>
応急	３	２	医療救護活動	213	第５ 医薬品等の確保・供給活動 府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、 医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、 供給活動を行う。 （略）	第５ 医薬品等の確保・供給活動 府及び市町村は、それぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターの助言を得て、被災地域における医薬品及び医療用資器材のニーズを把握し、 <u>医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力のもと、医薬品等の調達及び避難所等における調剤体制を確保し、</u> 医薬品等の供給活動を行う。 （略）
応急	４	１	避難誘導	217	第１ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 （略） 注４ 緊急安全確保は、令和３年災対法改正により、警戒レベル５を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※１の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。 注５ 気象庁は令和３年３月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。	第１ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 （略） 注４ 緊急安全確保は、令和３年 <u>(2021年)</u> 災対法改正により、警戒レベル５を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※１の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。 注５ 気象庁は令和３年 <u>(2021年)</u> ３月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。
応急	４	１	避難誘導	218 219	第１ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 （略） ２ 実施者 （略） (2) 「高齢者等避難」の発令・伝達 市町村長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、 「避難情報の判断・伝達マニュアル」 等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。	第１ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 （略） ２ 実施者 （略） (2) 「高齢者等避難」の発令・伝達 市町村長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、 <u>避難情報の発令基準・伝達方法等を規定したマニュアル</u> 等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。
応急	４	１	避難誘導	219	第２ 洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の指示 １（略） ２ 市町村長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、 山地災害危険地区において、 「避難情報の判断・伝達マニュアル」 等に定める基準を超過した場合に、広報車等により住民に高齢者等避難を広報する。	第２ 洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の指示 １（略） ２ 市町村長は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区において、 <u>避難情報の発令基準・伝達方法等を規定したマニュアル</u> 等に定める基準を超過した場合に、広報車等により住民に高齢者等避難を広報する。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	４	２	指定避難所の開設・運営等	223 224	第２ 指定避難所の管理、運営 (略) ２ 指定避難所の管理、運営の留意点 市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。 (追記) (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告 (追記) (2), (3) (略) (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握 (5), (6) (略) (新設) (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施 (8) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮 (9) 相談窓口の設置（女性相談員の配置） (10) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮 (11) 指定避難所運営組織への女性の参加 (12) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮 (13) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮	第２ 指定避難所等の管理、運営 (略) ２ 指定避難所等の管理、運営の留意点 市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。 なお、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。 (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告 なお、指定避難所及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用すること (2), (3) (略) (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等を把握し、必要な措置を実施 (5), (6) (略) (7) 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド（段ボールベット等）を設置 (8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態並びに指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を実施 (9) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮 (10) 相談窓口の設置（女性相談員の配置） (11) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮 (12) 指定避難所運営組織への女性の参加 (13) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮 (14) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	４	２	指定避難所の開設・運営等	224 225	２ 指定避難所の管理、運営の留意点 (略) (14) 女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 (15) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること (16) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること (17) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること (18) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること (19) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと (20) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	２ 指定避難所等の管理、運営の留意点 (略) (15) 女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 (16) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること (17) <u>被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること</u> (18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること (19) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること (20) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>災害支援ナース、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行うこと</u> (21) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。 <u>(22) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>(23) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>
応急	４	３	避難行動要支援者等への支援	226	第３節 避難行動要支援者への支援 府及び市町村は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。 また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪ＤＷＡＴ）を被災市町村へ派遣し、支援する。	第３節 避難行動要支援者等への支援 府及び市町村は、被災した避難行動要支援者<u>及び社会福祉施設等</u>に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。 また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪ＤＷＡＴ）<u>や災害支援ナース</u>を被災市町村へ派遣し、支援する。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	4	3	避難行動要 支援者等へ の支援	226 227	<u>（新設）</u> 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 1 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び被災状況の把握 （１）安否確認・避難誘導 （略） （２）被災状況の把握 （略） <u>（新設）</u> 2 福祉ニーズの把握 （略） 第2 被災した避難行動要支援者への支援活動 （略） 3 広域支援体制の確立 府は、市町村等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。	<u>第1 福祉支援に関する府の組織体制</u> <u>1 福祉調整本部（本部長：福祉部長）</u> <u>福祉支援活動の総合調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。</u> <u>2 DWAT調整本部（本部長：福祉部地域福祉推進室長）</u> <u>DWATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、福祉調整本部の下に設置する。</u> 第2 避難行動要支援者の被災状況の把握等 1 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び被災状況の把握 （１）安否確認・避難誘導 （略） （２）被災状況の把握 （略） <u>2 看護ニーズの把握</u> <u>市町村は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるように努める。</u> <u>3 福祉ニーズの把握</u> （略） 第3 被災した避難行動要支援者への支援活動 （略） 3 広域支援体制の確立 府は、市町村等を通じて、避難行動要支援者及び社会福祉施設等に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。
応急	5	1	交通規制・ 緊急輸送活 動	230 231	第1 陸上輸送 1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施 （略） （２）緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割 ア 府、市町村、道路管理者、港湾管理者 （ア）点検 使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。 （イ）（略） （ウ）道路啓開 道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。 （略） （３）災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応 （略） （注）優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。	第1 陸上輸送 1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施 （略） （２）緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割 ア 道路管理者 （ア）点検 使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民のプローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。 （イ）（略） （ウ）道路啓開 道路上の倒壊障害物の除去（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む</u>）、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、<u>消防機関、自衛隊、他の道路管理者等と相互に協力し、必要な措置をとるものとする。</u> （略） （３）災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応 （略） （注）優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急車両の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	５	１	交通規制・緊急輸送活動	233	第2 水上輸送 1～3（略） (新設)	第2 水上輸送 1～3（略） 4 港湾施設の利用調整 <u>国は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。</u>
応急	５	１	交通規制・緊急輸送活動	234	第3 航空輸送 (略) 3 航空運用調整 (略) (2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。 (3) 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。	第3 航空輸送 (略) 3 航空運用調整 (略) (2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機（無人航空機含む）の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。 (3) 航空運用調整班は、 <u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して飛行自粛の要請を行うものとする。また、無人航空機等の飛行から</u> 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
応急	６	１	公共施設応急対策	238 239	第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設 等） 府、市町村及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。 また、府、市町村及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。 1～3（略） 4 土砂災害危険箇所 (略) 5 橋梁等道路施設 (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する (2) (略)	第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設 等） 府、市町村及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。 <u>国は、応急復旧資機材の確保や貸与等による府及び市町村への支援を推進するものとする。</u> 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。 また、府、市町村及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。 1～3（略） 4 土砂災害警戒区域等 (略) 5 橋梁等道路施設 (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。 (2) (略)
応急	６	２	民間建築物等応急対策	240	第2節 民間建築物等応急対策 関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。	第2節 民間建築物等応急対策 関係機関は、建築物の倒壊、 <u>危険物の漏洩、放射性物質の飛散、被災文化財の被害拡大等</u> に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、 <u>環境監視</u> 等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	6	3	ライフライン・放送の確保	242 244 245	第１ 被害状況の報告 １ （略） ２ 府内水道（用水供給）事業体、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度５弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。 （略） 第２ ライフライン事業者における対応 （略） ５ 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） (1) 通信の非常疎通措置 （略） エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。 （略） 第４ 府及び関係機関における対応 （略） ２ ライフライン施設の応急復旧 （略） また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施するものとする。	第１ 被害状況の報告 １ （略） ２ 府内水道（用水供給）事業体、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）は、サービス供給地域内において震度５弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。 （略） 第２ ライフライン事業者における対応 （略） ５ 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） (1) 通信の非常疎通措置 （略） エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社（<u>関西支店</u>））。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。 （略） 第４ 府及び関係機関における対応 （略） ２ ライフライン施設の応急復旧 （略） また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施するとともに、<u>陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u>
応急	7	1	支援体制	249	第１節 支援体制 大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、府及び市町村は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。 （略）	第１節 支援体制 大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、府及び市町村は、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等、</u>長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。 （略）
応急	7	2	住民等からの問い合わせ	250	第２節 住民等からの問い合わせ 府及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 <u>（追記）</u> また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。（略）	第２節 住民等からの問い合わせ 府及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 <u>国は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u> また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。（略）

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	7	4	緊急物資の供給	252	第４節 緊急物資の供給（略） なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。 （略） 府及び市町村は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。	第４節 緊急物資の供給（略） なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。 （略） 府及び市町村は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、<u>国土交通省</u>、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。
応急	7	5	住宅の応急確保	255	第５節 住宅の応急確保 府及び市町村は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。（略）	第５節 住宅の応急確保 府及び市町村は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。（略）
応急	7	7	自発的支援の受入れ	259 260	第１ ボランティアの受入れ（略） 第１ ボランティアの受入れ 府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、ＮＰＯ・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 府及び市町村は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする １ 日本赤十字社大阪府支部（略） ２ 大阪府社会福祉協議会（略） <u>（新設）</u> 3 府 (1) 活動環境の整備 災害の状況、市町村から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。 (2)～(4)（略） 4 市町村 （略）	第１ ボランティアの受入れ（略） 第１ ボランティアの受入れ 府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、ＮＰＯ・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、<u>災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）</u>を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</u> 府及び市町村は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、<u>男女双方の視点を考慮するなど、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u> １ 日本赤十字社大阪府支部（略） ２ 大阪府社会福祉協議会（略） <u>3 災害中間支援組織（おおさか災害支援ネットワーク）</u> <u>(1) 大阪府、大阪府社会福祉協議会等と共有した情報をボランティア団体等へ提供</u> <u>専門的な技能等を持つボランティア団体等からのボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口等の情報提供、活動支援や活動調整等を行う。</u> 4 府 (1) 活動環境の整備 災害の状況、市町村から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、<u>おおさか災害支援ネットワーク</u>、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。 (2)～(4)（略） <u>5 市町村</u> （略）

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	８	１	保健衛生活動	264	第1節 保健衛生活動 府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。 第1 防疫活動 府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	第１節 保健衛生活動 府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施するなど必要な措置を講ずる。 第1 防疫活動 府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年(1965年)厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
応急	８	１	保健衛生活動	266	第３ 被災者の健康維持活動 府及び市町村は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 １ 巡回相談等の実施 (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。 <u>（追記）</u> (2)（略） (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。 (4)（略） ２ 心の健康相談等の実施 (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。 (2)（略） <u>（新設）</u>	第３ 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止 府及び市町村は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持・災害関連死の防止に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 １ 巡回相談等の実施 (1) 被災者の生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施し、健康管理や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、巡回健康相談等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援に努める。 (2)（略） (3) 高度医療等を要する在宅療養者を把握し、適切な保健指導や必要に応じた医療機関等への受診の助言等を行う。 (4)（略） ２ 心の健康相談等の実施 (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、精神保健福祉センター等に心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。 (2)（略） ３ 災害関連死の防止 <u>大規模災害において、避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなる恐れが大いことから、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないように、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努めるものとする。</u>

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	8	1	保健衛生活動	266 267	第４ 保健衛生活動における連携体制 １ 府は、必要に応じ、その被災市町村内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、府内での対処が困難になった場合は、他府県に応援を要請する。 <u>（追記）</u> ２ 他府県が被災した場合、府は、必要に応じ、被災都道府県が行う地域内における保健衛生活動の支援に努める。 ３ 府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の応援派遣を行う。 ４ 府及び市町村は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。 ５ 府は、国（厚生労働省）又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪ＤＷＡＴ）の応援派遣を行う。 <u>（新設）</u> ※一部、順番の入れ替えあり	第４ 保健衛生活動における連携体制 １ 府は、必要に応じ、その被災市町村内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、府内での対処が困難になった場合は、厚生労働省に対し応援職員の派遣を要請する。また、府の保健医療福祉調整本部及び府内保健所の指揮調整機能等が困難となる場合には、厚生労働省に対し、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の派遣を要請する。 <u>２ 府及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u> <u>３ 府及び市町村は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。</u> <u>４ 府は、近畿ブロックの府県が被災した場合、厚生労働省からの要請に基づき、DHEAT先遣隊を被災府県に派遣し、被災府県の保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援を行う。また、他の都道府県が被災した場合、府は、要請に基づき、被災都道府県が行う地域内における保健衛生活動の支援を行う。</u> <u>５ 府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）及び保健師等公衆衛生チームの応援派遣を行う。</u> <u>６ 府は、国（厚生労働省）又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪ＤＷＡＴ）や災害支援ナースの応援派遣を行う。</u> <u>７ 災害支援ナースは、医療、看護ニーズの把握に努め、必要時、専門職へつなげる活動をする。また、施設運営者と相談しながら、施設の感染状況を把握し、必要時、ゾーニングや隔離を推進する。</u>
応急	8	1	保健衛生活動	267 268	第４ 保健衛生活動における連携体制 <u>（略）</u> <u>（新設）</u> 第５ 動物保護等の実施 <u>（略）</u> １ 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は、市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 <u>（追記）</u> ２ 指定避難所における動物の適正な飼育 府は、指定避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 府は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。 (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請	第４ 保健衛生活動における連携体制 <u>（略）</u> <u>第５ 保健所の機能強化</u> <u>保健衛生活動の拠点となる保健所において、災害応急対策に備えるため、ＢＣＰの視点も踏まえライフラインをはじめ必要な資機材（自家発電機・ポータブル電源の整備等）の準備や環境整備（支援チームの執務室や駐車場等の確保）を行うなど、体制が整ったところから順次必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>第６ 動物保護等の実施</u> <u>（略）</u> １ 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は、市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 <u>また、府及び市町村は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。</u> ２ 指定避難所における動物の適正な飼育 府は、指定避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 府は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。 (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

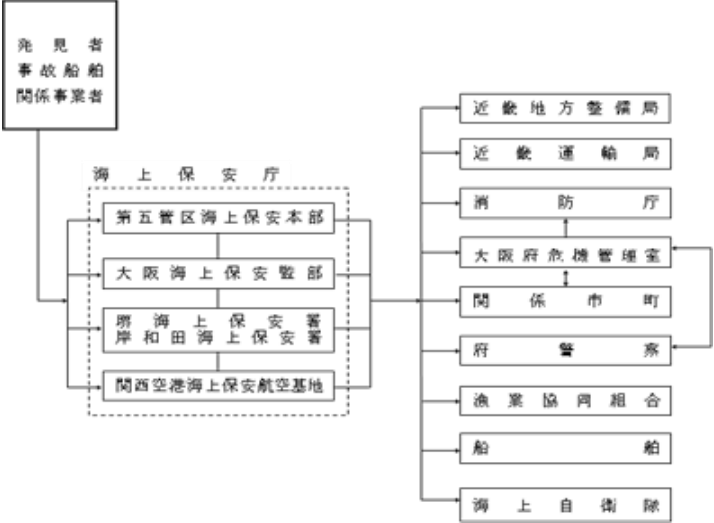
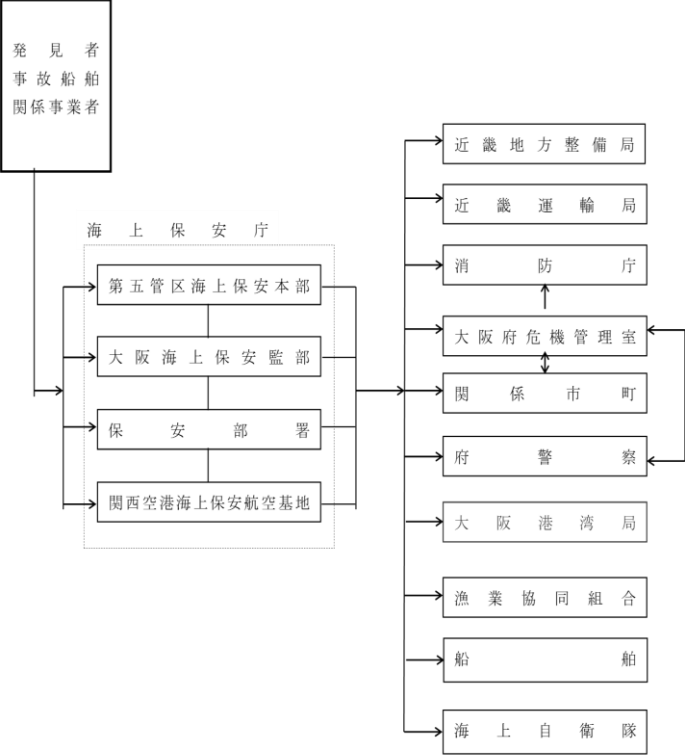
【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
応急	8	2	廃棄物の処理	269 270	第1 し尿処理 1 市町村 (1) 初期対応 ア、イ（略） ウ 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、<u>速やかに</u>仮設トイレを設置する。 （略） 第2 ごみ処理 1 市町村 （略） (2) 処理活動 ア（略） イ 必要に応じて、<u>一時保管場所</u>を設置する。 ウ（略） エ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、<u>一時保管場所</u>における衛生状態を保つ。 オ（略） 第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理 （略） 2 府 （略） (2) 市町村の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、<u>全体処理計画</u>を作成する。 <u>全体処理計画</u>に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 （略）	第1 し尿処理 1 市町村 (1) 初期対応 ア、イ（略） ウ 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、<u>必要に応じ</u>仮設トイレやマンホールトイレを<u>速やかに</u>設置するとともに、簡易トイレ、組立式洋式トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。 （略） 第2 ごみ処理 1 市町村 （略） (2) 処理活動 ア（略） イ 必要に応じて、<u>仮置場等</u>を設置する。 ウ（略） エ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、<u>仮置場等</u>における衛生状態を保つ。 オ（略） 第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理 （略） 2 府 （略） (2) 市町村の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、<u>処理実行計画</u>を作成する。 <u>処理実行計画</u>に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 （略）
応急	8	3	遺体対策	273	第3 府 1（略） <u>（新設）</u> 2 市町村からの要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。	第3 府 1（略） <u>2 身元調査法に基づく災害時の身元確認について、府警察の要請に基づき、監察医事務所がその役割の一部を担えるよう、事務所の老朽化対策等、機能の充実を図る。また医師会、歯科医師会等との連携を進める。</u> <u>3</u> 市町村からの要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。
付編 南トラ	1			284	第1 推進計画の目的 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。 第2 推進地域 南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき指定された府の推進地域は、以下の42市町村である。（平成26年2月21日内閣府告示第21号）	第1 推進計画の目的 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年(2002年)法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。 第2 推進地域 南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき指定された府の推進地域は、以下の42市町村である。（平成26年(2014年)2月21日内閣府告示第21号）

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
付編 南トラ	2			285	第１ 南海トラフ地震臨時情報について 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6．８以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。 １ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8．０以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表 ２ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7．０以上M8．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でM7．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表 ３ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） (略) <u>(追記)</u>	第１ 南海トラフ地震臨時情報について 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された<u>気象庁マグニチュード</u>6．８以上の地震が発生、または<u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に</u>、大規模地震発生との関連性について調査を開始又は調査を継続している旨を知らせる南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。 １ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で<u>モーメントマグニチュード※</u>8．０以上の地震が発生したと評価した場合に発表 ２ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で<u>モーメントマグニチュード※</u>7．０以上8．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でモーメントマグニチュード※7．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが<u>発生したと評価した</u>場合に発表 ３ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） (略) <u>※ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁</u>
付編 南トラ				285 286 287	第２ 防災対応について 府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。 <u>(追記)</u> １ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8．０以上の地震の発生から１週間（当該地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）以下の警戒措置等を行う。 (略) ２ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7．０以上8．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でM7．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から１週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。 (略) 第３ 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について １ 伝達情報及び系統 (1)南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意） (略) ２ 伝達事項 (1)南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容 (略)	第２ 防災対応について 府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。 <u>実際に臨時情報が発表された場合には、住民等が混乱しないよう、府、市町村をはじめ防災関係機関は適切な呼びかけを行う。特に府及び市町村は連携して、津波浸水被害想定区域や土砂災害の恐れのある地域の住民等に対する丁寧な呼びかけを行う。</u> １ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における<u>モーメントマグニチュード</u>8．０以上の地震の発生から１週間（当該地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）以下の警戒措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。 (略) ２ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における<u>モーメントマグニチュード</u>7．０以上8．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲で<u>モーメントマグニチュード</u>7．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から１週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され１週間経過した後の１週間、以下の措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。</u> (略) 第３ 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について １ 伝達情報及び系統 (1)南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・<u>調査終了</u>） (略) ２ 伝達事項 (1)南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・<u>調査終了</u>）の内容 (略)

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
事故		1	海上災害応急対策	292 293	第１ 府の組織動員 府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎ止、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。 １ 組織体制及び動員配備体制 (1) (略) (2)大阪府防災・危機管理指令部の活動 (略) イ 所掌事務 (略) (エ) 防災・危機管理警戒、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること (オ) 防災・危機管理警戒若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること (略) (4) 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置 エ 本部長の代理 知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、副知事、副知事、危機管理監、危機管理室長、災害対策課長の順とする。	第１ 府の組織動員 府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎ止、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。 １ 組織体制及び動員配備体制 (1) (略) (2)大阪府防災・危機管理指令部の活動 (略) イ 所掌事務 (略) (エ) <u>災害警戒本部</u>、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること (オ) <u>災害警戒本部</u>若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること (略) (4) 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置 エ 本部長の代理 知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、災害対策課長の順とする。
事故		1	海上災害応急対策	295	第２ 通報連絡体制 １ 通報系統 	第２ 通報連絡体制 １ 通報系統 

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
事故		1	海上災害応急対策	297	第３ 事故発生時における応急措置 ４ 消火活動 （１）海面及び事故船舶の火災 第五管区海上保安本部、関係市町は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。 （２）（略）	第３ 事故発生時における応急措置 ４ 消火活動 （１）海面及び事故船舶の火災 第五管区海上保安本部、関係市町は、大規模な海上災害の発生に備え、業務協定等により連携して消火活動を行うための体制の整備に努めるとともに、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。 （２）（略）
事故		2	航空災害応急対策	299 302 307	第１ 府の組織動員 府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。 第２ 大阪国際空港 （略） ６ 応急活動 （略） （８）西日本電信電話株式会社関西支店 通信手段の確保 （略） 第３ 関西国際空港 （略） ６ 応急活動 （略） （９）西日本電信電話株式会社関西支店 通信手段の確保 （略）	第１ 府の組織動員 府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防 <u>御</u> 、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。 第２ 大阪国際空港 （略） ６ 応急活動 （略） （８）西日本電信電話株式会社 <u>（関西支店）</u> 通信手段の確保 （略） 第３ 関西国際空港 （略） ６ 応急活動 （略） （９）西日本電信電話株式会社 <u>（関西支店）</u> 通信手段の確保 （略）
事故		2	航空災害応急対策	305	別図２〔連絡系統図 関西国際空港〕 大阪府港湾局阪南港湾事務所	別図２〔連絡系統図 関西国際空港〕 大阪港湾局
事故		3	鉄道災害応急対策	310	第３節 鉄道災害応急対策 （略） 第１ 府の組織動員 府は、大規模な鉄道事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。	第３節 鉄道災害応急対策 （略） 第１ 府の組織動員 府は、大規模な鉄道事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防 <u>御</u> 、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
事故		4	道路災害応急対策	313	第４節 道路災害応急対策 （略） 第１ 府の組織動員 府は、大規模な道路事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。 １ 組織体制及び動員配備体制 (1) （略） ア 設置基準 （ア）防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な道路事故による災害が発生したと判断したとき	第４節 道路災害応急対策 （略） 第１ 府の組織動員 府は、 <u>道路上</u> の大規模な事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防衛、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。 １ 組織体制及び動員配備体制 (1) （略） ア 設置基準 （ア）防災・危機管理指令部が災害情報により、 <u>道路上の大規模な事故等</u> による災害が発生したと判断したとき
事故		5	危険物等災害応急対策	316	第５節 危険物等災害応急対策 （略） 第１ 府の組織動員 府は、大規模な危険物等事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。	第５節 危険物等災害応急対策 （略） 第１ 府の組織動員 府は、大規模な危険物等事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防衛、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。
事故		6	高層建築物、地下街、市街地災害応急対策	324 327	第６節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策 （略） 第１ 府の組織動員 府は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。 （略） 第４ 市町村 （略） ３ 広域応援体制 (1) 市町村は、市街地における火災が延焼・拡大し、被災市町村単独では十分に火災防ぎよ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。 （略）	第６節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策 （略） 第１ 府の組織動員 府は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防衛、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。 （略） 第４ 市町村 （略） ３ 広域応援体制 (1) 市町村は、市街地における火災が延焼・拡大し、被災市町村単独では十分に火災防衛活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。 （略）

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
事故		7	林野火災応急対策	329 330 331	第7節 林野火災応急対策 (略) 第1 府の組織動員 府は、大規模な林野の火災による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。 (略) 第2 市町村の活動体制 林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎよ活動を行う。 (略) 2 活動内容 市町村及び消防機関は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。 (1) 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎよ活動を行う。 (略) 第4 火災通報等 1 通報基準 (略) (2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に既報を行う。その後新たな情報を入手の㊦ど報告する。 ア～ウ (略)	第7節 林野火災応急対策 (略) 第1 府の組織動員 府は、大規模な林野の火災による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防衛、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。 (略) 第2 市町村の活動体制 林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防衛活動を行う。 (略) 2 活動内容 市町村及び消防機関は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。 (1) 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防衛活動を行う。 (略) 第4 火災通報等 1 通報基準 (略) (2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に既報を行う。その後新たな情報を入手の都度報告する。 ア～ウ (略)
復旧復興	1	1	復旧事業の推進	336	第1節 復旧事業の推進 (略) 被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。 (略)	第1節 復旧事業の推進 (略) 被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。 (略)
復旧復興	1	2	被災者の生活再建等の支援	338 339	第2節 被災者の生活再建等の支援 (略) 府及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 (略) 第3 罹災証明書の交付等 (略) また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。(追記) 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 (略)	第2節 被災者の生活再建等の支援 (略) 府及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 (略) 第3 罹災証明書の交付等 (略) また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 (略)

【大阪府地域防災計画（基本対策編）修正新旧対照表】

分類	章	節	表題	ページ (修正後)	修正前（令和４年１２月修正）	修正後
復旧復興	1	5	ライフライン等の復旧	346 347 348	第5節　ライフライン等の復旧 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。 (追記) (略) 5　電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） (略) 7　放送（日本放送協会、民間放送事業者） (1)復旧計画 ア　被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。	第5節　ライフライン等の復旧 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。 <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> (略) 5　電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）、ＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） (略) 7　放送（日本放送協会、民間放送事業者） (1)復旧計画 ア　被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
復旧復興	2	3	府における復興計画等の策定	353	第1　復興方針の策定 府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第9条に基づく都道府県復興方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。 また、復興方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (略) 第2　復興計画の策定 府は、迅速に復興が図られるよう復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を府民に明らかにする。なお、被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。	第1　復興方針の策定 府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年(2013年)法律第55号）」第9条に基づく都道府県復興方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。 また、復興方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (略) 第2　復興計画の策定 府は、迅速に復興が図られるよう復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を府民に明らかにする。なお、被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年(2013年)法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。
復旧復興	2	4	市町村における復興に向けた取り組み	355	1　市町村は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。 2　市町村は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。 復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。	1　市町村は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。 2　市町村は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年(2013年)法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。 復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。